

令和5年7月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年8月3日（木曜日） 議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 宮田 吉人 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美
下原 小枝子 山野 真澄 杉元 義男 福迫 久利
中津 ゆみ子 土器 三紀夫 中津 富夫 米倉 千春
山口 長徳 鶴田 幸一 園田 義保 吐師 伸次郎
吉田 尚美

欠席委員

【農業委員】 栗下 章二 前原 幸太郎

【推進委員】 上村 ゆかり

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主任主事	馬越脇 浩
農地調整係主事	佐藤 純大		

議 題

- 報告第 7号 農地等の合意解約について
- 議案第17号 農用地利用集積等促進計画の変更について
- 議案第18号 農用地利用集積計画について
- 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第20号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第22号 非農地証明願いについて

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第17号「農用地利用集積等促進計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

それでは、議案第17号「農用地利用集積等促進計画の変更について」説明します。3ページをご覧ください。変更件数は1件です。

4ページをご覧ください。整理番号1番、田2筆、2,098㎡の賃貸借で、6月総会議案第13号整理番号76番で決定を受けましたが、売買に伴い、申請人からの取下げ申請がありました。農地法第3条所有権移転No.3関連になります。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第17号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第18号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

それでは議案第18号「農用地利用集積計画について」説明します。

今月の計画件数は、所有権移転7件となっております。

申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説

明し、他は省略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空欄となります。

6 ページです。整理番号1番、畑1筆、168㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑2筆、1,769㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

7 ページです。整理番号3番、畑3筆、8,965㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、訂正をお願いします。譲受人の公社に年齢が記載されておりますので消してください。引き続き説明します。田2筆2,274㎡の売買です。価格は総額〇〇円の売買です。前原委員の掘起しです。公社の農地売買等事業となります。

整理番号5番、田1筆、1,200㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。前原委員の掘起しです。公社の農地売買等事業となります。

整理番号6番、田1筆、1,613㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。前原委員の掘起しです。公社の農地売買等事業となります。

9 ページです。整理番号7番、田1筆25㎡の贈与です。前原委員の掘起しです。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第18号の審議に入ります。

整理番号1番と2番の譲受人は、田上委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」

の規定に基づき田上委員の退席を求めて審議します。田上委員の退席をお願いします。

(田上委員退席)

稲田議長 それでは、只今から整理番号1番と2番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号1番と2番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田上委員の退席を解きます。

(田上委員着席)

稲田議長 それでは、整理番号1番と2番を除く、議案第18号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号1番と2番を除く議案第18号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第18号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説

明いたします。10ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転3件、貸借2件の計5件となります。申請人の住所・氏名は省略し、申請内容については、概略をご説明いたします。

それでは、初めに「所有権移転」について説明いたします。11ページになります。整理番号1番、田1筆、983㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、144㎡の贈与です。

整理番号3番、14ページまでになります。田9筆、畑1筆、計10筆10,186㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、報告第7号のNo.13及び議案第17号が関連となります。

続きまして「貸借」について説明いたします。15ページになります。整理番号1番、田1筆、879㎡の賃貸借です。貸人が死亡しているため、備考欄のとおり、相続人からの申出であります。

整理番号2番、田4筆、5,087㎡のその他使用収益です。備考欄のとおり、議案第18号「農用地利用集積計画」の所有権移転の整理番号4番から6番までが関連となります。

以上、所有権移転3件、貸借2件、合計5件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

稲田議長

事務局の説明が終わりました。議案第19号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地及び、申請人「受人」の報告を宮田委員にお願いします。

宮田委員

議長。

稲田議長

宮田委員。

宮田委員

整理番号1番の申請農地について報告します。申請農地は、〇〇の簡易郵便局の南に位置します。基盤整備はされていませんが、今

後、基盤整備する予定です。申請農地の周辺は水田地帯ですが、北側に住宅が点在しています。日照、接道、用排水は何ら問題ありません。

続いて、受人について報告します。受人は、水稻主体の兼業農家です。50aの稲作をしています。地域との調和も何ら問題ないと判断しますので、皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

稲田議長

次に、整理番号2番の土地及び、申請人「受人」の報告を下原委員にお願いいたします。

下原委員

議長。

稲田議長

下原委員。

下原委員

整理番号2番の農地と受人についてご報告いたします。申請地は、〇〇の〇〇の近くです。農地は、譲受人の敷地内にあります。家を建てられてから、ずっと菜園として利用されていて、多くの野菜を植えられていました。

受人の営農状況は、兼業農家で後継者もいます。また、営農も一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理もしっかりされており、適切と判断します。皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

稲田議長

次に、整理番号3番の土地、大字〇〇と大字〇〇の字〇〇を事務局に、大字〇〇を園田委員に、大字〇〇と大字〇〇の字〇〇及び、申請人「受人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いいたします。

まずは、事務局にお願いいたします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

整理番号3番の農地、初めに大字〇〇番地について、報告します。申請農地の場所は、〇〇の南側で国道から100mほど入った所で、広い農道に接した1枚の水田で、周辺も含め基盤整備されており、日照、接道、用排水ともに良好です。現在は、水稻が栽培されています。

次に、大字〇〇番地及び大字〇〇番地〇〇の2筆についてですが、この2筆は隣あわせで一体となっていますので、まとめて報告します。申請農地の場所は、〇〇地区の〇〇入り口の交差点から、南へ1 Kmほど入り込んだ山あいの2筆の水田です。以前は耕作されていたようですが、今は保全管理がされているようで、いつでも耕作できる状態です。南と北側には山林があり、西側は、遊休化した水田が〇〇の方へあり、〇〇方面からは通行できませんでした。また、南側へも数枚の水田がありますが、日照が悪く遊休化しています。この2筆は1枚になっておりますが、細長く形状は良くありませんが、日照、用排水は、まずまずといった水田です。接道は、最近手入れされ、トラクターや軽トラックが十分走行できます。以上、報告いたします。

稲田議長

次に、園田委員にお願いします。

園田委員

議長。

稲田議長

園田委員。

園田委員

それでは、大字〇〇の〇〇の畑でございますが、〇〇の近くにあります。現在は甘藷が作付けされておりました。畔の草刈りもされており、管理もされています。大字〇〇の〇〇と〇〇は〇〇の近くに位置します。筆は2筆ですが、現況は1枚の水田となっており、飼料稲が作付けされています。〇〇も飼料稲が作付けされておりました。この4筆とも受人が借り受けて作付けしており、管理が行き届いています。圃場整備は、してありません。日照、接道、用排水は問題ありません。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

稲田議長

次に、中津ゆみ子委員にお願いします。

中津ゆみ子委員

議長。

稲田議長

中津ゆみ子委員。

中津ゆみ子委員

整理番号3番の農地3筆について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで、周辺一帯は、宅地と水田が

混在しています。日照、接道、用排水は良好です。

続いて、受人について報告します。受人は〇〇自治会にいらっしゃいます。営農状況は、専業農家で、後継者もいます。取得後は水田として利用していくとの事です。所有農地の畔の管理は良好で、地域との調和についても問題ないと判断しました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

稲田議長

次に、貸借 整理番号1番の土地及び、申請人「受人」の報告を下原委員に申し上げます。

下原委員

議長。

稲田議長

下原委員。

下原委員

貸借、整理番号1番の農地と受人について報告します。申請地は〇〇自治会内、〇〇の東側にあります。水田と宅地に囲まれて、基盤整備はされていません。以前から受人が菜園として利用されています。今は、甘藷、南瓜が作付けされており、秋にはニンニクを作付けするとの事です。

受人は、兼業農家ですが、一生懸命、農業もされており、調査の時もトラクターに乗り、今から耕起や草刈りを行うとの事でした。後継者もいます。地域との調和も渡人の農地を荒らしてはいけないとしっかり管理されており何ら問題ないと判断します。皆様のご審議方を申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号2番の土地及び、申請人「受人」の報告を議案第18号の整理番号4番から6番に関連するため事務局に申し上げます。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

整理番号2号の農地、計4筆について報告いたします。申請農地は、〇〇から南に約100メートルに位置し、〇〇自治会内にあります。周辺農地一帯は基盤整備がされており水田として耕作されて

おりますが、申請農地は基盤整備されていない圃場となりますが、形状は四角形で良好です。日照、用排水、接道は良好で、現在まで、水田として管理耕作されてきました。

続いて受人について報告します。受人の営農状況は、露地園芸主体の専業農家です。地域との調和については、受人は専業農家であり、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。以上報告します。

稲田議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計5件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

稲田議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第19号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

増田委員

議長。

稲田議長

増田委員。

増田委員

12ページに、台帳地目が保安林、現況地目が田とありますが、この説明をして下さい。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

お答えします。法務局の登記地目が保安林で、現況地目として、恐らく開墾されて、田として利用されているところではなかろうかと思えます。

増田委員 議長。

稲田議長 増田委員。

増田委員 全部事項証明は、保安林でできたのでしょうか。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 全部事項証明の地目は、保安林となっています。

増田委員 議長。

稲田議長 増田委員。

増田委員 台帳地目が違ってもいいのですか。現況地目が田であればいいのですね。全部事項証明は、必要でないのではないのでしょうか。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 全部事項証明は地目以外の事、例えば、譲渡人の名義であるとか、抵当権等についても、確認するため必要となります。

稲田議長 他に質疑はありませんか。

福迫議員 議長。

稲田議長 福迫委員。

福迫委員 15ページの整理番号2番の権利関係にその他使用収益とありますが。初めてですので、その他使用収益とはどのような権利なのか教えてください。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 これは、借受人が毎年、貸渡人の〇〇に農地代金を年賦払いで支払うもので、使用料の完済時に所有権を移転するものです。

稲田議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり承認することに

賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

稲田議長

次に議案第20号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第20号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。16ページをご覧ください。今月の計画件数は40件です。申出人の住所・氏名・借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

それでは資料の17ページをご覧ください。整理番号1番、田2筆、2,698㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、899㎡の賃貸借です。

整理番号3番、畑1筆、74㎡の賃貸借です。

整理番号4番、畑1筆、564㎡の賃貸借です。

整理番号5番、畑1筆、446㎡の賃貸借です。

整理番号6番、畑1筆、352㎡の賃貸借です。

整理番号7番、畑1筆、119㎡の賃貸借です。

整理番号8番、畑3筆、743㎡の賃貸借です。整理番号3番から8番については、〇〇のハウスのため、字図と契約面積が異なります。

整理番号9番、田2筆、938㎡の賃貸借です。宮田委員の掘り起しです。

整理番号10番、田2筆、1,571㎡の賃貸借です。

17から18ページです。整理番号11番、田9筆、8,617㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田3筆、4,827㎡の賃貸借です。栗下委員の

掘り起しです。

整理番号13番、田2筆、3, 313 m²の賃貸借です。

整理番号14番、田1筆、2, 969 m²の賃貸借です。

整理番号15番、田1筆、2, 201 m²の使用賃貸借です。

18から19ページです。整理番号16番、田13筆、8, 562 m²の賃貸借です。

整理番号17番、田1筆、畑1筆、合計2筆、245 m²の賃貸借です。

19から20ページです。整理番号18番、田36筆、52, 416 m²の賃貸借です。

整理番号19番、田1筆、581 m²の賃貸借です。

整理番号20番、田2筆、1, 209 m²の賃貸借です。

整理番号21番、田4筆、3, 198 m²の賃貸借です。

20から21ページです。整理番号22番、田3筆、893 m²の賃貸借です。

整理番号23番、田7筆、8, 254 m²の賃貸借です。

整理番号24番、田10筆、10, 037 m²の賃貸借です。

整理番号25番、田3筆、1, 829 m²の賃貸借です。

21から22 ページです。整理番号26番、田4筆、6, 534 m²の賃貸借です。

整理番号27番、田2筆、1, 045 m²の賃貸借です。

整理番号28番、田3筆、2, 948 m²の賃貸借です。

整理番号29番、畑1筆、85 m²の賃貸借です。

整理番号30番、畑1筆、330 m²の賃貸借です。

整理番号31番、畑1筆、2, 261 m²の賃貸借です。

整理番号32番、畑2筆、9, 131 m²の賃貸借です。

整理番号33番、畑1筆、4, 534 m²の賃貸借です。

整理番号34番、田4筆、3, 225 m²の賃貸借です。

整理番号35番、畑1筆、1,001㎡の使用貸借です。

23ページです。整理番号36番、田4筆、4,808㎡の使用貸借です。

整理番号37番、畑1筆、1,067㎡の賃貸借です。

整理番号38番、畑1筆、524㎡の使用貸借です。

整理番号39番、田7筆、4,636㎡の賃貸借です。

整理番号40番 田1筆 3,462㎡の賃貸借です。

以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること及び、農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第20号の審議に入ります。整理番号25番の受け手は、吉田委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき吉田委員の退席を求めて審議します。吉田委員の退席をお願いします。

(吉田委員退席)

稲田議長

それでは、整理番号25番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号25番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。吉田委員の退席を解きます。

(吉田委員着席)

稲田議長

それでは、整理番号25番を除く、議案第20号の審議に入ります。

す。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

杉元委員

議長。

稲田議長

杉元委員。

杉元委員

整理番号32番の、〇〇株式会社の代表者は、どなたですか。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

〇〇さんです。

稲田議長

他に質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号25番を除く、議案第20号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第20号については、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。

ここでしばらく休憩します。午前10時00分に再開します。

(暫時休憩)

稲田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」と議案第22号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。24ページをお開きください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

25ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、

田2筆、434.66㎡を農家住宅として追認申請するもので、申請人から顛末書の提出がございました。工事時期については昭和61年となっています。生活排水については合併浄化槽にて処理後、南側側溝にて排水します。

議案第22号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。26ページをお開きください。今月の証明願い件数は3件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

27ページをお開きください。整理番号1番、場所が、大字〇〇、畑1筆、703㎡です。申請理由は公衆用道路です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、2,131㎡です。申請理由は山林です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田2筆、1,945㎡です。申請理由は山林です。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

稲田議長

事務局の説明が終わりました。議案第21号と第22号については、8月2日に第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員長から報告をお願いします。

山下第1小委員長

議長。

稲田議長

山下第1小委員長。

山下第1小委員長

第1小委員会の報告をいたします。

会長から招集を受けまして、8月2日に、委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条申請1件、非農地証明願い3件でございます。それでは議案ごとに説明いたします。

議案第21号、農地法第4条申請の整理番号1番について説明いたします。申請人は今回、両親の不動産の相続を受けたところ、申請地が農地のままであることが判明したため、追認申請するもので

す。場所は〇〇地区です。〇〇から北側に約3キロのところに位置します。申請地の状況は、南側は私道、それ以外は田に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした

議案第22号非農地証明願いについてご説明いたします。

整理番号1番についてご説明いたします。申請地区は〇〇地区でございます。現況は公衆用道路となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番についてご説明します。申請地区は〇〇地区です。現況は山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番についてご説明します。申請地区は〇〇地区です。現況は山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第4条1件、非農地証明願い3件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

稲田議長
事務局
議長
事務局

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

議長。

事務局。

判断根拠をご説明いたします。農地法第4条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長

報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第21号から第22号の計4件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

稲田議長

ただいま、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

杉元委員

議長

稲田議長

杉元委員

杉元委員

議案第22号整理番号1番の太陽光発電は、もうすでに完成しているのでしょうか。

事務局

議長

稲田議長

事務局

事務局

工事中で、完成はまだしていません。

稲田議長

他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第21号と議案第22号に対する第1小委員長の判断は、許可相当であります。

また、事務局の判断も許可等相当であります。お諮りいたします。議案第21号と第22号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。議案第21号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第22号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時15分